

令和2年度の介護保険料について



■ 介護保険料 (令和2年度)

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料基準額は、3年度ごとに見直しをします。基準額は必要な介護サービス費や被保険者数の見込みを基に算定しております。平成30年度から令和2年度までの1人当たりの基準額は、年額63,000円(月額5,250円)です。

そして、本人及びその世帯員の税課状況や所得に応じて年間の保険料が決まります。所得区分は、表のとおり16段階となります。

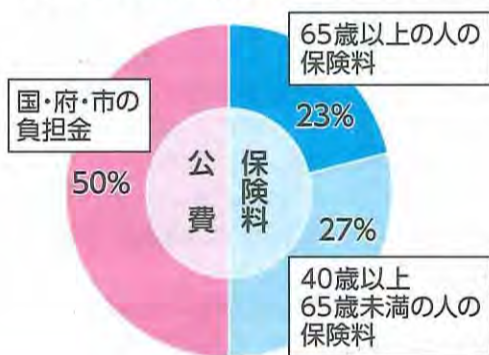
なお、低所得者(第1段階・第2段階)の介護保険料は公費負担により軽減しています。※第2号被保険者(40歳~64歳の人)の保険料は、加入している医療保険によって異なります。

介護保険料納入通知書を6月中旬に送付

介護保険は、公費と皆さんが納める保険料を財源(円グラフ)に運営されています。

6月中旬には、第1号被保険者(65歳以上の人)に、令和2年度の介護保険料納入通知書を送付しますので、介護が必要になったときに安心して介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源(利用者負担は除く)



介護保険料の納め方

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が決められています。

年金が年額18万円以上の方は、基本的に年金から天引き(特別徴収)となりますが、年度途中で65歳になった人や、本市へ転入した人などは一時的に市から送付される納付書や口座振替で納入(普通徴収)となります。

問高齢介護課介護給付係(☎983-1328)

区分	負担割合	年額保険料
第1段階	基準額×0.30	18,900円
第2段階	基準額×0.50	31,500円
第3段階	基準額×0.70	44,100円
第4段階	基準額×0.90	56,700円
第5段階	基準額×1.00	63,000円
第6段階	基準額×1.08	68,040円
第7段階	基準額×1.25	78,750円
第8段階	基準額×1.50	94,500円
第9段階	基準額×1.60	100,800円
第10段階	基準額×1.80	113,400円
第11段階	基準額×2.00	126,000円
第12段階	基準額×2.20	138,600円
第13段階	基準額×2.30	144,900円
第14段階	基準額×2.35	148,050円
第15段階	基準額×2.40	151,200円
第16段階	基準額×2.45	154,350円

※公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により、第1段階・第2段階の負担割合を軽減しております。

- 「老齢福祉年金」とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。
- 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、平成30年(2018年)4月以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「公的年金等に係る雑所得(第1~5段階のみ)」を控除した額となります。ただし、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- 「公的年金等収入額」とは、国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

市税・国民健康保険料は納期内に納めましょう

市税・国民健康保険料は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。市税等は金融機関やコンビニなどで納付できますので、期限内に納付してください(取扱金融機関やコンビニは納付書の裏面に記載しています)。

なお、6月15日(月)までに手続きをした場合は、納期が7月の固定資産税・都市計画税第2期分、国民健康保険料第2期分から、7月15日(水)までに手続きをした場合は、納期が8月の市市民税第2期分、国民健康保険料第3期分から振替します。

市税・国民健康保険料の納期は税(料)目により異なります

市税・国民健康保険料の納期	
市・府民税(普通徴収分)	6月・8月・10月・12月
固定資産税・都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月
国民健康保険料	6月~翌年3月の各月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

納付が困難なときは

災害や病気・けが、失業などにより、納期限までに納付が困難な場合は、納税通知書が届いてから第1期納期限までに税務課収納係へご相談ください。

※内容により、京都地方税機構でご相談いただく場合があります。

問 税務課収納係 (☎983-2481)